



「中小企業者等を対象とした省エネ・再エネ支援制度」のご案内

支援制度の概要

(1) 脱炭素経営支援

事業者の皆様の脱炭素経営に関する課題をコーディネーターが聞き取り、様々な支援制度や支援機関等に繋がります。そのほか、エネルギーの無駄部分を可視化する機器を用いた事業場の省エネ支援や、研修会による情報発信、中小企業版S B T認定取得経費の助成等を行います。

(2) 省エネ診断支援

専門家が事業所全体のエネルギー使用状況を調査・診断して、省エネ・コスト削減に向けた改善策を提案します。設備投資だけでなく、コストのかからない運用面での改善策も提案します。

(3) 省エネ・再エネ等設備導入加速化事業補助金

省エネルギー・再生可能エネルギー等の設備を導入する事業であって、補助対象経費の総額が30万円以上となる事業に対して補助します。（※今年度から、一定の条件を満たせば、過去に同補助金を受けた方も再度申請いただくことが可能になりました。）

<補助対象設備および補助金の額>

補助対象設備		補助金の額（※1）	
		補助率、補助単価	上限額
省エネルギー設備（※2）		1/3 以内	200 万円
再生可能エネルギー等設備（※3、※4）	① 太陽光発電設備	1/3 以内、4 万円/kW	120 万円
	② 太陽光発電設備 （蓄電池を併せて導入する場合）	1/3 以内、7 万円/kW	210 万円
	③ 蓄電池	1/3 以内、5 万円/kWh	50 万円

※1 補助対象経費：本工事費、付帯工事費、設備費

※2 LED照明、空調設備、冷蔵・冷凍設備、ボイラ給湯器、コンプレッサ、変電設備、遮熱設備など

※3 その他の再生可能エネルギー等設備としては、風力発電、バイオマス発電、太陽熱利用、バイオマス熱利用、燃料電池、次世代自動車+V2H、V2H単体など。指定避難所となる事業所は補助率等を優遇。

※4 太陽光発電設備と蓄電池を併せて導入する場合は、②の補助金の額が適用されます。

対象／申込期限

支援制度	対象（※1）	申込期限（※2）
(1) 脱炭素経営支援	滋賀県内に事業所がある中小企業者等 （法人格のない個人事業者も含む）	令和9年2月26日（金）
(2) 省エネ診断支援		令和9年1月15日（金）
(3) 省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金	① 滋賀県内に事業所がある中小企業者等 ② ファイナンスリースまたはオンサイトPPAにより、①の事業所に太陽光発電設備等を設置する事業者 （法人格のない個人事業者も含む）	令和8年12月10日（木）

※1 詳細については交付要領等をご確認ください。

※2 予算の範囲内で対応するため、期限前に募集を終了する場合あり。

詳細／お申込み・お問い合わせ先

<詳細>

支援制度の詳細は、次の滋賀県産業支援プラザのホームページをご覧ください。

<https://www.shigaplaza.or.jp/service/purpose/co2-reduction/>



<お申込み・お問い合わせ先>

公益財団法人滋賀県産業支援プラザ CO₂ ネットゼロ支援課

電話：077-511-1424 FAX：077-511-1418 メール：co1999@shigaplaza.or.jp

お知らせ

令和8年6月18日に「令和8年度 事業者向け 省エネ・再エネ支援制度説明会」を開催いたします。説明会では、上記支援制度を中心に、県や国における支援制度等についてご説明いたします。詳細はこちらをご覧ください。<https://www.shigaplaza.or.jp/news/snota-co2-260618/>

- 開催日時：令和8年6月18日(木) 14:00～16:00
- 実施方式：WEB 会議ツールを用いたオンライン開催
- 参加費：無料
- 内容(予定)：各種支援制度について
- 申込方法：令和8年6月17日(水) 17:00 までに下記URLよりお申込みください。

<https://www.shiga.work/event-entry-form?event=3477&event-facility=3485>

